

第  
号  
21.3.18  
建 災 防  
神労基発 0315 第1号 神奈川  
令和3年3月15日

登録教習機関の長 殿

神奈川労働局

労働基準部長



### 技能講習修了証等における旧姓等の併記について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第40号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）に基づく様式が改正され、令和4年4月1日から、運転実技教習修了証（様式第16号）及び技能講習修了証（様式第17号）（以下「修了証」という。）の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）を併記できることとなります。また、それに伴い、受講申込書（様式第15号）及び修了証書替等申請書（様式第18号）（以下「申請書等」という。）にも、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄が新設されます。

改正省令による改正後の修了証の発行等にあたっては、下記のことご留意いただき、適切な教習及び技能講習の実施をお願いいたします。

### 記

#### 1 旧姓等の確認の方法について

運転実技教習又は技能講習の受講の申込者等から、申請書等により旧姓等の併記の希望があった場合には、次の方法により確認できるものに限り、修了証の氏名欄に併記すること。

##### ア 旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。

##### イ 通称の場合

住民票又はそれに類する証明書により確認すること。



## 2 業務規程変更届出書について

改正省令を受け業務規程の変更が必要な場合には、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第23条第3項に基づき、業務規程変更届出書を所轄都道府県労働局長に提出する必要があること。

### ※ 参考資料

- ・厚生労働省令第40号（令和3年2月25日労働安全衛生規則等の一部を改正する省令）
- ・厚生労働省のホームページ掲載の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要（労働安全衛生法関係法令の資格証における旧姓等の併記について）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十四条の二、第七十五条第五項、第七十六条第二項及び第三項、第八十四条第一項、第一百十三条並びに第一百十五条の二並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条第四号、第十九条、第四十二条第二項、第四十四条第六項及び第五十条の規定に基づきま

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

癸和三年二月二十五日

(労働安全衛生規則の一部改正)

### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
様式第一号から様式第十三号まで及び様式第十五号から様式第十八号までを次のように改める。

厚生労働大臣　田村　憲久

(裏面)

住 所	
備 考	

備考 1 表面の「氏名」欄に旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）を併記する場合には、氏名の後に括弧書きで旧姓等を記入すること。

2 表面の「有無」の欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す「免許の種類」の欄の略語に対応する部分に「1」（条件を付している免許にあつては「9」）、ボイラー則第119条第1項第2号及び第3号に基づく特定第一種压力容器取扱業主任者免許にあつては「2」）、を、その他の部分に「0」をそれぞれ記入すること。

3 裏面には、住所及び免許の種類ごとの取得年月日（ボイラー溶接士については取得年月日及び免許有効期間）を記入すること

4 裏面の「傍書」の欄には、免許の条件、旧姓等を併記する場合は括弧書きで記載されたものが旧姓等である。その他の必要な事項を記入すること。



様式第17号(第81条関係)

(第4面)

(第1面)

注意事項	( ) 技能講習修了証
91cm	
91cm	
(第2面) (第3面)	
第 号 年 月 日交付 都道府県労働局長登録教習機関	氏 名 年 月 日生 住 所
備 考	

様式第16号(第76条関係)

## ( ) 運転実技教習修了証

第 号

(ふりがな)  
氏名

年 月 日生

住 所

上記の者は、年 月 日より 年 月 日までの間に行つた所定の( )運転実技教習を修了したことを証する。

年 月 日

都道府県労働局長登録第 号

登録教習機関 代表者 氏名 ②

## 備考

- 1 様式中( )内には、揚貨装置、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
- 2 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者は、その旨を付記すること。
- 3 運転実技教習の受講の申込時に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

様式第18号(第82条関係)

( ) 技能講習修了証再交付 申込書

修了証書替 申込書

(ふりがな) 氏名	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む)	
併記を希望する 氏名又は通称	
生 年 月 日	
住 所	
再交付等の理由	

年 月 日

申込者 氏 名

( ) 段

## 備考

- 1 表題の( )内には、労働安全衛生法別表第18各号の技能講習の種類を記入し、「修了証再交付」、「修了証書替」及び「修了証明書交付」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 3 披露による修了証の再交付又は修了証明書の交付の申込みの場合にあつては旧修了証を、氏名の変更による修了証の書替え又は修了証明書の交付の申込みの場合にあつては旧修了証及び記載事項の異動を記す面を添付すること。
- 4 末尾の( )内には、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関(登録教習機関が当該技能講習の業務を廃止した場合(当該登録を取り消された場合及び当該登録がその効力を失った場合を含む。)及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24条第1項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関)の名称を記入すること。

## 備考

- 1 技能講習の受講の申込時に旧姓を使用した氏名又は通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する旧姓等を記入すること。
- 2 「復元」の欄には、旧姓等を併記する場合は括弧書きで記載されたものが旧姓等である旨、その他必要な事項を記入すること。

(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正)

第二条 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

改正後	
(修正事項) 第十六条 法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、次は、その氏名又は通称 二 四 (略)	
改正前	(修正部分は改正部分)
一三 (略)	(登録事項) 第十六条 法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 (新設)

様式第三号から様式第四号までを次のように改める。

様式第3号(第17条関係)

労働安全コンサルタント登録申請書

収入印紙  
(油印しては  
ならない。)

①ふりがな 氏名			
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無 (いすれかを○で囲む)	有 / 無		
併記を希望する氏名又は通称			
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月
③住所	〒( )		
④事務所の名称及び所在地	〒( )		
⑤合格した試験の区分			
⑥試験合格年月日	年	月	日
⑦合格証番号	⑧登録先及び 電話番号		

私は、上記により労働安全コンサルタントの登録を受けたいので申請します。  
労働衛生

なお、次の欠格事項には該当していません。

- 精神的機能の障害により労働安全コンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

年月日

申請者 氏名

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関

参考 登録の申請時等に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があった場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

登録番号		労働衛生コンサルタント登録証		
登録年月日	令和 年 月 日	氏名		
事務所の名称	第 号	年 月 日		
事務所の所在地				
合格した試験の区分				
合格年月日	令和 年 月 日	年 月 日		
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第二十七号)第八十四条第一項(第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により登録したこととを証する。				
令和 年 月 日				
厚生労働大臣 指定登録機関 代表者名 氏 名 印				

様式第三号の二(第十七条開設)

## 備考

- 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 指定登録機関が登録事務を行う場合には当該指定登録機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定登録機関の登録事務規程に定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- ④欄は、従たる事務所がある場合には、その名称及び所在地を併記すること。
- ⑤欄は、合格年の年月日を記入すること。
- 申請書には、合格証の写しを添付すること。

## 6 登録証再交付申請書にあつては、次の事項に留意すること。

- イ 登録番号の欄は、登録番号が不明の場合には、合格した試験の区分を記入すること。  
ロ 再交付を受けようとする理由の欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
ハ 登録証の損傷による再交付の申請の場合は、登録証を添付すること。

様式第4号(第18条、第18条の2開除)

労働安全  
コンサルタント  
申請書  
登録証  
登録証再交付

収入印紙  
消印しては  
ならない。

登録番号		明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日
ふりがな ※氏名		※生年月日	
変更前 登録事項			
変更後			
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
※再交付を受けようとする理由	1 登録証の消失 2 登録証の損傷		

登録事項の変更及び登録証の書換え

私は、上記により

を受けたいので申請します。

登録証の再交付

年 月 日

申請者 住所  
電話  
氏名 ( )

厚生労働大臣 指定登録機関

- 備考
- 厚生労働大臣が登録事務を行う場合にあつては厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
  - 指定登録機関が登録事務を行う場合には当該指定登録機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定登録機関の登録事務規程に定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
  - 表題及び申込文については、それぞれ該当する部分を○で囲むこと。
  - 登録事項変更申請書にあつては登録番号の欄及び※印の付してない欄に、登録証再交付申請書にあつては登録番号の欄及び※印の付してある欄に記入すること。
  - 登録事項変更申請書にあつては、次の事項に留意すること。  
イ 登録証を活用すること。  
ロ 氏名を変更した場合には、その事実を証明する書面を添付すること。  
ハ 旧姓を使用した氏名又は通称(以下「旧姓等」という。)の併記を希望する場合は、「変更事項」の「変更後」の欄に旧姓等を記入するとともに、「変更の理由」欄に旧姓等の併記を希望する旨を記入すること。併記された旧姓等の削除を希望する場合には、「変更事項」の「変更前」の欄に削除を希望する旧姓等を記入するとともに、「変更の理由」欄に旧姓等の削除を希望する旨を記入すること。

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第三条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表のとおり改正する。

	改 正 後	改 正 前	
3 (略)			(略)
2 (略)			(略)
1 (略)			(略)
	(登録事項) 第六条 (新) 〔田舎を用いた氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、前項の厚生労働省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、その氏名又は通称とする。〕	(登録事項) 第六条 (旧) 〔田舎を用いた氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、前項の厚生労働省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、その氏名又は通称とする。〕	(登録事項) 第六条 (新) 〔田舎を用いた氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、前項の厚生労働省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、その氏名又は通称とする。〕
	(備後部分は改正部分)		

様式第一号から様式第三号まで、様式第八号から様式第十号まで及び様式第十五号の二を次のように改めること。

項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

いて登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

二四 (略)

3 作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

年月日

氏名

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関

備考

- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
- 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合は、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 4 ①欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 5 ②欄、③欄及び④欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、⑤欄は「有」及び「無」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 6 ⑥欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑦欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
- 7 ⑧欄は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。
- 8 ⑨欄は、例えは「厚生労働大臣から、別表第1号の作業場について作業環境測定を行うことができる第一種作業環境測定士となることができるとの認定を受けた。」等と記入すること。
- 9 申請書には申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、横30ミリメートル横24ミリメートルの写真を添付すること。
- 10 提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書類を提示すること。

様式第1号（第7条関係）

作業環境測定士登録申請書

取扱印紙  
〔消印しては  
ならない。〕

(ふりがな) 氏名						
① 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 〔いずれかを○で囲む。〕		有 / 無				
併記を希望する氏名又は通称						
② 生年月日 昭和 年月日		明治 大正 昭和 年月日 平成令和				
③ 住所 所		郵便番号( ) 電話( )				
④ 登録を受けようとする作業環境測定士の種別		第一種 作業環境測定士 第二種 作業環境測定士		登録を受けようとする作業場		1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場
⑤ 個人サンプリングの実施の有無		有・無		⑥ 携帯測定法規則別表に掲げる作業場		
⑦ 合格した試験		第一種 作業環境測定士試験 合格証番号 第二種				
⑧ 試験の全部が免除される理由						
⑨ 修了した講習		第一種 作業環境測定士講習 講習修了証番号 第二種				
⑩ 修了した講習において選択した分析の実務に関する科目		1 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 2 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 3 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務				
⑪ 試験に合格し、かつ、講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる理由						

私は、上記により作業環境測定士の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

- 1 精神的機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 作業環境測定法第12条第2項の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

様式第3号（第9条、第10条関係）

作業環境測定士登録証 再交付 申請書  
〔取扱印紙  
〔消印しては  
ならない。〕〕

登録番号				
(ふりがな) 氏名		生年月日 昭和 年月日 平成令和		
住所 所		郵便番号( ) 電話( )		
書換え又は再交付の理由				
変更内容		変更前	変更後	
年月日 申請者				

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関

備考

- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
- 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合は、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 4 表題中「書換」とび「再交付」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 5 「書換え又は再交付の理由」の欄は、次の各号に記載する申請の区分に応じ、当該各号に記載する事項のうちから該当するものを記入すること。
  - (1) 書換えの申請 氏名、旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）作業環境測定士の種別、個人サンプリング法の実施の有無又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更
  - (2) 再交付の申請 登録証の損傷又は滅失
- 6 「変更内容」の欄は、次の事項を記入すること。
  - (1) 旧姓等の併記を希望する場合は、「変更内容」の「変更後」の欄に旧姓等を記入すること。併記された旧姓等の削除を希望する場合には、「変更内容」の「変更前」の欄に削除する旧姓等を記入すること。
  - (2) 作業環境測定士の種別、個人サンプリング法の実施の有無又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更による書換えの申請の場合は、その変更前の内容を記入すること。
- 7 氏名又は旧姓等の変更による書換えの申請の場合は、登録証及び書換えの理由を記する書面を添付すること。

登録の申請時等に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があった場合には、氏名と併せて抜空きや併記する氏名又は	
登録年月日 登録番号 作業環境測定士の種別 第一種 作業環境測定士 第二種 作業環境測定士 指定登録機関代表者 氏名	
令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日	
作業環境測定法第七条の登録を行つたことを記す。	
年 月 日	

作業環境測定士 講習 受講申請書  
研修収入印紙  
消印しては  
ならない。

- 8 7の書換えの申請の場合以外の書換えの申請の場合には、登録証を添付し、かつ、合格証及び講習修了証(作業環境測定法施行規則第5条第1項各号に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示すること。  
9 登録証の損傷による再交付の申請の場合は登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合はその事実を記載した書面を添付すること。

(ふりがな) 氏名	
① 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いすれかを○で囲む) 併記を希望する 氏名又は通称	
② 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年月日	
③ 住所	郵便番号( ) 電話( )
④ 受けようとする科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリングに係るものに限る。) 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリングに係るものを除く。) 4 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務
⑤ 受けようとする講習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習
⑥ 受講資格	
⑦ 既付書類	

年月日

氏名

都道府県労働局長  
登録講習機関

## 備考

- 表題中「講習」及び「研修」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

備考 栏目の申請等に旧姓を使用した氏名又は通称の併記があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。	あなたは、令和 年 月 日 月に実施した作業環境測定法第五条の第一種作業環境測定士講習( )を終了したことを証します。	
	第 号	作業環境測定士講習修了証 様式第九号(第二十七条関係)
登録講習機関 代表者 氏名	登録講習機関 代表者 氏名	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

- ①欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- ④欄及び⑤欄は、該当する番号を○で囲むこと。ただし、④欄の2については、同欄の2及び3の両方を選択する者又は同欄の3に係る講習を既に受講した者に限り選択できる。
- ⑥欄及び⑦欄は、研修を受けようとする者は記入しないこと。
- ⑦欄は、例えば「第一種作業環境測定士試験(別表第1号の作業場の環境について行う分析の技術)に合格」等と記入し、当該記入した事実を証する書面を添付すること。

- 3 登録権登記機関に提出する場合には、当該登録権登記機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

4 ①既に、旧姓を使用した氏名又は既述の併記の希望の有無を〇で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は既述を記入すること。

5 ⑥欄は、「第一種」と「第二種」のうち、いずれか該当する文字を〇で囲むこと。

6 ⑦欄は、該当する番号を〇で囲むこと。

7 修了証の損傷による再交付の申請の場合には、修了証を添付すること。

8 修了証の誤失による再交付の申請の場合には、その事實を記載した書面を添付すること。

様式第10号（第28条、第69条関係）

作業環境測定士 請習 修了證再交付申請書  
研修

「**収入印紙  
[銷印]しては  
ならない。**

① 修了証番号		② 修了証発行日	
(ふりがな)名 氏名			
③ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いすれかを○で囲む)	有 / 無		
併記を希望する 氏名又は通称			
④ 生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年月日	
⑤ 住所	郵便番号( ) 電話( )		
⑥ 修了した講習	第一種 作業環境測定士講習 第二種		
⑦ 受講した科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリングに係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリングに係るものと除外するもの） 4 别表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑧ 再交付を受けようとする理由	1 修了証の損傷 2 修了証の消失		

十一月

四

都道府県労働局長  
登録講習機関

信

- 1 表題中「**練習**」及び「**研修**」は、いずれか該当する文字を〇で囲むこと。  
2 都道府県労働局長に提出する場合には、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

作業環境規制法施行規則第6条第2項関係							
登録証の再交付の件数							
登録証の返納の件数							
当該四半期において登録を受けている者の人数							

目 录

新宁长治学

卷之三

誕生日大作戦

**備考** 作業環境測定法施行規則第6条第1項関係の基準値の書き換えについては、当該書き換えによって新たに基準された個人サンプリング法の実施の有無及び作業環境測定を行うことができる作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場の種類について、その件数を記入すること。

様式第15号の2（第51条の6関係）

### 登場狀況報告書

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生規則様式第十五号から様式第十八号までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要 (労働安全衛生法関係法令の資格証における 旧姓等の併記について)

令和3年2月1日  
労働基準局安全衛生部計画課

## 改正の趣旨

- 「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うことされ、さらに「女性活躍加速のための重点方針2020」（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう現状把握及び関係機関等への働き掛けを行うことされた。

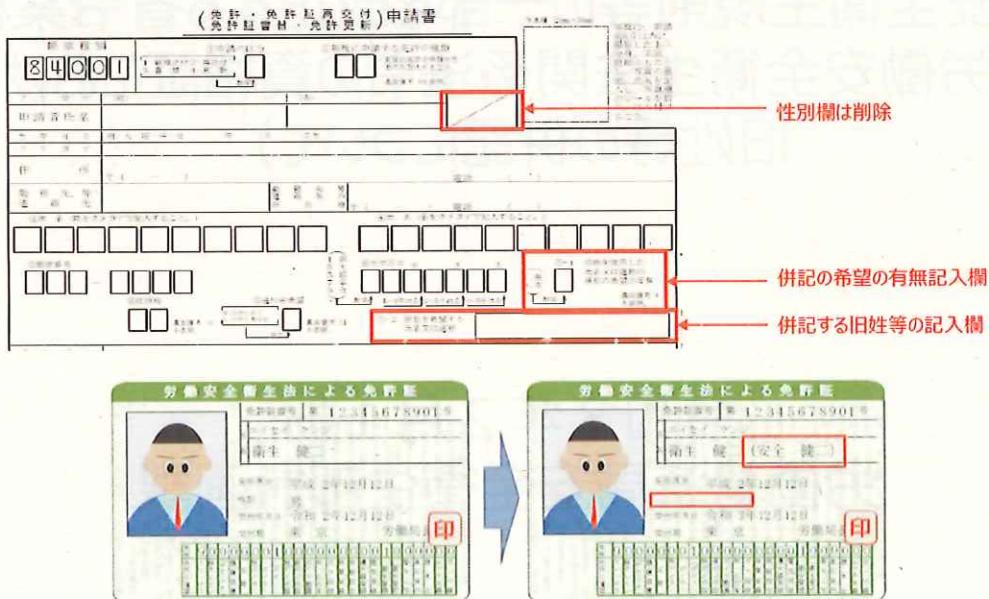
（参考）女性活躍加速のための重点方針2020（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）抄  
III 女性活躍のための基盤整備

4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
 

……希望する者に係る住民票やマイナンバーカード、運転免許証への旧姓併記が可能となったことを踏まえ、制度が認知され活用されるよう、広報・啓発活動を実施する。旅券について、令和2年度中に旧姓の併記の申請が容易になるよう取り組む。また、旅券所持人及び渡航先当局に混乱が生じることがないよう、旧姓を含む別名の記載方法について解りやすく改めるよう取り組む。女性就業者比率が高い保険募集人について、令和2年度中に旧姓の登録も可能となるように取り組む。銀行口座等の社会の様々な場面や各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう、各種国家資格等における旧姓使用の現状を幅広く把握するとともに、引き続き関係機関等に働き掛けを行う。
- また、同様に、在日外国人を中心として日本人らしい通称を使用して活動することのニーズがあり、これに対応する必要もある。さらに、現代においては、性同一性障害者等への配慮も求められている。
- これらを踏まえ、ボイラー技士等の免許証等の資格証について、旧姓を使用した氏名や通称の併記を可能とし、性別欄を削除するため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号。以下「コンサル則」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）について所要の改正を行うこととしたもの。

**「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」改正概要  
(労働安全衛生法関係法令の資格証における旧姓等の併記について)**

- 安衛則等で定められた免許証等の資格証の様式及びその交付手続等に係る各種様式について、旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望の有無及び併記する旧姓等の記入欄を設ける。
- 免許証（安衛則様式第11号）の性別欄は削除することとし、これに併せて免許に係る各種申請書（様式第12号及び様式第13号）においても性別選択欄を削除することとする。



2

- 労働安全・衛生コンサルタント登録証（コンサル則様式第3号の2）及び作業環境測定士登録証（作環則様式第2号）で旧姓等の併記を可能とすることに伴い、コンサル則第16条及び作環則第6条を改正し、登録事項に旧姓等を加える。
- この省令案による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による資格証が引き続き有効であることを担保するための経過措置を設けると共に、旧様式による申請書等については当分の間取り繕って使用することとする経過措置を設ける。

**【公布日】令和3年2月（予定）**

**【施行期日】令和3年4月1日。**ただし、技能講習及び運転実技教習に係る様式の改正（具体的には、安衛則様式第15号から様式第18号までの受講申込書・修了証・再交付等申込書）については、令和4年4月1日。（予定）